平成２８年（フ）第２８７号
京都府京田辺市大住女谷４番地５　メロディーハイム松井山手305
債務者　川本　高義
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
京都市右京区太秦西野町８番地３
債務者　大路須美子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
京都府京田辺市同志社山手２丁目１番２　社会福祉法人やすらぎ福祉会　特別養護老人ホームやすらぎの杜、住民票上の住所京都府京田辺市田辺西垣内５番地３　小垣内荘105号
債務者　柴田可代子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
兵庫県高砂市米田団地14番206号
債務者　カラオケ喫茶アップルこと　牛尾　博子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３２号
兵庫県赤穂郡上郡町大持371番地１　パルコ101
債務者　竹内さわよ
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３６号
兵庫県姫路市飾磨区須加68番地１、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区須加296番地５
債務者　松原石材こと　松原　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３７号
兵庫県姫路市飾磨区須加68番地１、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区須加296番地５
債務者　松原　恭子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８８号
広島市東区温品２丁目１番20―102号
債務者　木村　拓郎
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０１号
広島市佐伯区隅の浜２丁目４番23号
債務者　居宿　正史
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６８号
福岡市中央区福浜１丁目７番17号
債務者　田渕　良夫
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６９号
福岡市中央区福浜１丁目７番17号
債務者　田渕　一代
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８１号
福岡市城南区西片江２丁目16番11号、前住所福岡市城南区東油山４丁目15番16号
債務者　杉山　和夫
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１５号
福岡市西区今宿１丁目６番８―304号
債務者　田代　博文
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３２号
福岡市南区和田１丁目４番14号
債務者　結城　光枝（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４４０号
福岡市早良区星の原団地16番302号
債務者　谷口　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４４９号
福岡市西区十郎川団地５番504号
債務者　木寺久美子（旧姓橋田）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４５５号
福岡県春日市春日原北町４丁目50番地56　光コーポ101号
債務者　加治木里枝
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部